

販売情報提供活動ガイドライン遵守体制調査

販売情報提供活動ガイドラインの対応状況についてコード委員会では昨年引き続き、本年1月9日より2月9日にかけて会員会社にアンケート調査(Questant)を行ないました。

昨年に比べて回答項目を減らしました。他社製品情報の提供についても設問を設けました。

回答会員会社数は11社でした。各社の対応状況が確認出来ました。コード委員会では、会員会社へ遵守体制整備へ向けた支援を行なってまいります。

期 間 : 2024年1月9日～2024年2月9日

対 象 : 医療用漢方製剤・生薬等を製造・販売する会員会社11社

11社中、販売情報提供活動に関する従業員の評価への反映が実施されていた会社は8社。評価へ反映されていない会社は3社。反映されていない会社は昨年と比べて減少した。評価への反映の仕方がわからない会社がある。

11社中、ガイドラインの従業員に対する定期的な教育が実施されていた会社は8社。実施の目途が立たない会社が3社。

本年度は他社製品に関する情報提供についても調査を実施した。

他社製品の情報提供を実施した会社が5社、実施しなかった会社が6社であった。

他社製品情報を一切提供しない会社が4社、医療機関から求めがあった場合に限り提供する会社が7社であった。自社から提示する会社はなかった。

提供した資材は薬価比較資料が2社、構成生薬比較資料が2社、効能・効果、用法・容量比較資料が3社、他には「本社では比較資料は作成していない。」

「他社製品を含む自社文献」などの回答があった。

他社製品の情報提供は非常にデリケートな問題であるが、提供することはガイドラインでは否定されていない。

一方で、他社の誹謗・中傷に当たるものは一切作成も提供も出来ない。

本調査でも比較資料の提供が行われているが、自社部分を強調しないような資材作成上の注意も必要である。

厚労省からも他社製品情報提供についてのガイドラインQAその4が発出された。

会員会社におかれては、引き続き留意しつつも医療機関からの要望に応える範囲で提供いただければと考えている。